

環境基本計画等検討部会会議録

1. 会議名 令和7年度 第5回東久留米市環境基本計画等検討部会
2. 日時 令和7年10月21日（火）14時00分から16時00分
3. 場所 東久留米市役所7階 703会議室
4. 出席 部会員氏名（敬称略） 重藤さわ子（部会長）、水戸部啓一（副部会長）、歌川学、和氣幸博、荒昌史、藤竜也、濱田伸陽、山口瑞穂（以上8名）
5. 欠席 部会員氏名（敬称略） 荒井恵子、緒方智一
6. 事務局職員名 浅海環境政策課長、高柳課長補佐兼計画調整係長、清水緑と公園係長、金子生活環境係長、井上環境安全部主幹
コンサルタント会社（株式会社総合環境計画）赤井裕、永井凜
7. 傍聴人なし
8. 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 議題
 - 1) 令和7年度 第4回東久留米市環境基本計画等検討部会 会議録（案）
 - 2) 検討部会における検討の経緯及び環境審議会の結果（概要）
 - 3) 環境審議会及び検討部会からの意見反映状況の報告
 - 4) 東久留米市第三次環境基本計画（素案）の策定状況
 - (3) その他
9. 配布資料
 - ・次第
 - ・令和7年度 第4回東久留米市環境基本計画等検討部会 会議録（案） ……………… 資料1
 - ・検討部会における検討の経緯及び環境審議会の結果（概要） ……………… 資料2
 - ・令和7年度第4回検討部会からの変更点等 ……………… 資料3
 - ・東久留米市第三次環境基本計画（素案） ……………… 資料4

10. 令和7年度第5回東久留米市環境基本計画等検討部会

- 出席者報告 出席8名、定足数に達しており会議は成立
 - (1) 開会（省略）
 - (2) 議題

【部会長】

- 事務局より本日の配布資料について説明をお願いする。

【事務局（X）】（配布資料の説明）

【部会長】

- 資料の不足がないか確認していただき、問題無いようであれば資料の説明を事務局から説明していただく。
- 資料1について事務局から資料をword形式で送付したので、意見等あつたら修正いただき事務局にご連絡いただきたい。
- 回答締切は10月末までとする。

【事務局（Y）】

（資料2についての説明）

- 今回の会議のねらいとしては、これまで議論してきた環境基本計画と地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画書案について、パブリックコメント資料として合本を作成した。
- 第4回検討部会以降に環境審議会や作業部会を行い修正した箇所などを説明し、パブリックコメント実施に向けて、検討部会の委員の皆さまから了解をいただきたいと考えている。
- 資料編及びこれまでD部会委員を中心に算定していただいた温室効果ガス削減目標の根拠データなどについては、引き続き市民や事業者に理解しやすいようなものとなるようにする。
- 3頁には、令和6年度から令和7年度までの全体スケジュールをつけてるのであわせてご確認いただきたい。

【部会長】

- 資料3と資料4については合わせて説明した方が部会員の皆様に理解してもらいやすいので、「資料3 令和7年度第4回検討部会からの変更点」と「資料4 東久留米市第三次環境基本計画（素案）」を私から説明する。
- 資料3の1頁①東久留米市第三次環境基本計画（素案）の修正点等について上から順に説明する。
- No.1 計画書に示されている用語には難しい表現が多く、市民や事業者の方が見たときに理解しにくいものとなっているので、用語集といったものを資料編に設けて、誰もが理解しやすいように対応できるようにする。
- No.2 市民や事業者の取組など紹介するコラムを挿入して、分かりやすい計画書とする。また、コラムを書いていただいた方の名前などを計画書に載せることができたらと考えている。
- No.3 計画書のP.9に該当するが、環境審議会のS職務代理に作成いただいた「（5）環境と計画のつながり」を新たに掲載し、環境基本計画と環境がどのような関係となっているのかを図として示している。
- No.4とNo.5に関連するが、東久留米市に湧水が多い状況や自然を保持してきたことを今後も積極的に進めるための行動となるように文章を修正している。
- No.6について資料4のP.15を見ていただくとわかりやすいが、これまで個別方針8としていた項目については個別方針5に移動させた。移動させることにより個別方針1から個別方針5の内容が「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」の内容と整合を図っていることが分かるような構成となるようにしている。
- P.18からP.32の内容がNo.7の内容となっている。各個別方針や施策の方向の文章が長かったものについては内容を検討し、簡潔になるように文章を修正している。

- ・No.8の内容については後ほど説明する区域施策編の内容と重複するので省略する。
- ・No.9については第二次環境基本計画における点検方法と異なり、個別方針ごとの点検評価項目を環境審議会において点検し、個別方針ごとの取組状況を庁内各部署や庁内環境委員会で毎年度評価し、その結果を環境審議会に報告することができるよう方針となるように文章および図を修正している。
- ・統いて資料3のP.2をご覧いただき、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）の修正点等を説明する。
- ・No.1については先ほどの環境基本計画の修正でも一部触れたが、環境基本計画の基本方針2、個別方針6の内容が区域施策編の内容となるようになっており、環境基本計画の別冊扱いでの取扱いとする。
- ・No.2とNo.3について、「地球温暖化とその原因について」、「地球温暖化の影響と対策について」の内容の文章が長く読みにくくなっていたため、小タイトルを設け、説明する内容の傾向が分かりやすいように工夫をした。
- ・No.4については東久留米市における温室効果ガス排出の削減目標や考え方を参考資料に挿入し、また地域のポテンシャルについてもまとめた。削減目標については2030年度に56%、2035年度に約70%以上、2040年度に約80%以上、2050年度には100%としている。P.51には現状から2050年のネットゼロに向けてどのようなバランスで取り組んでいくのかを視覚的に分かるようなグラフを追加した。
- ・さらにNo.7の内容となるが、温室効果ガス削減に取り組む行動として具体的にどのような行動を進めればよいのかイメージできるようにP.57のような解説を紹介している。
- ・No.5については市民ワークショップでいただいた市民意見を表現したグラレコの内容を計画書に盛りこんだものとなっている。
- ・No.6については環境基本計画の施策の方向21から25に基づく施策や取組を区域施策編で整理していることを示している。
- ・No.8については、区域施策編における点検評価項目は担当課において毎年度評価できるようにデータソースや評価方法の検討を行い、指標を選定した。さらに国や東京都のデータからは見えにくい実態部分の状況を把握するためにはアンケートを実施し現状把握することが有効であると考え、3年後を目安にアンケートで確認する指標を示している。
- ・以上が前回の検討部会からの修正点となる。しかし資料4のP.27からP.32における個別方針8から10の各施策による取り組みの各主体の役割について市民、事業者、行政がどのように関わっていくかどうかまだ話し合えていないため、本日の検討部会ではその意見を皆様と一緒に検討していきたいと考えている。
- ・市民、事業者、行政の各主体の役割について、どのような位置づけで振り分けるかを事務局から一度説明いただき、その後検討していきたい。

【事務局（Y）】

- ・先ほど部会長から説明があったように、本日は個別方針8から10の各施策による取り組みの各主体の役割について市民、事業者、行政がどのように関わっていくか皆様からご意見いただきたいと考えている。
- ・各主体の役割については◎と○を用いて区分していただきたい。それぞれの記号の意味としては、◎が「取り組み」の実施に活動や推進、啓発や予算等に責任を持つ主体を「中心的に取り組む」ものとし、○が取組の中心主体と連携して支援または協力する主体を「ともに取り組む」となっている。
- ・ただし◎や○の記号が無く空欄となっている場合であっても、必ずしも取り組みを行わないものではないことにはご留意いただきたい。
- ・検討部会で皆さまよりご意見をいただいたのちに事務局側で整理していき、最終的な環境基本計画へ反映していきたいと考えている。

【部会長】

- ・それでは個別方針8の施策1における取り組みから、各主体の役割を確認していく。事業者目線で各主体の役割を見ていただきたい。

【A部会員】

- ・かなり昔は焼却炉の性能が良くなかったため、そのような取組を設けた方がよかつたと思うが、現在は法律で焼却時のダイオキシン類対策は定められているため、さらに焼却する温度についてもダイオキシンが発生しない温度での焼却が守られている。
- ・市民に関するものといえば野焼きがダイオキシン類対策にも該当すると思うが、法律で野焼きは禁止となっているので、事業者と規制基準を定める行政が多いに関わっているように思える。

【部会長】

- ・「大気汚染物質の排出基準を守る」については、事業者と行政が◎と考えられる。
- ・「焼却時のダイオキシン類対策の適正管理を行う」については、事業者と行政が◎と考えられる。
- ・ゼロエミッション車の導入を進めていることは事業者への取組を進めていただくことは重要だが、市民にも取り組んでもらうことも必要だと考えられる。
- ・「ゼロ・エミッション車（ZEV）など低排出ガス車の導入を進める」については、全ての主体で◎と考えられる。
- ・続いて「施策2 事業者や農地、家庭等からの土壤や地下水の汚染を防ぐ」について確認していく。
- ・「化学物質等を適正に取り扱う」については、事業者と行政が◎と考えられる。
- ・「農薬や化学肥料を過剰に使用しない」については、市民が○、事業者と行政が◎と考えられる。
- ・「排水処理の適正な管理を行う」については、事業者と行政が◎と考えられる。

【副部会長】

- ・料理で用いた油などを川に流されると有害となると思う。

【A部会員】

- ・汚れた水を下水や川に流さないと表記されているが、基本的には汚れた水などは下水排出基準を守ったうえで下水に流している。
- ・大学などで用いた実験水とかについても基準に適合するように希釈して流していると思う。

【部会長】

- ・いただいた意見を踏まえると、雑排水に含まれる汚れを取り除いたものを下水に流していること、汚れた水を川にそのまま流さないことが分かるような表記する必要がある。
- ・市の担当課の方と表現を調整してもらいたい。
- ・趣旨としては全ての主体に関わることがあるので、「汚れた水を下水や川に流さない」については、全ての主体で◎と考えられる。
- ・続いて施策3についてみると、「化学物質に関する情報を収集し、公表する」については誰に對して情報収集するかを考えてみた方がいいと思う。

【副部会長】

- ・化学物質に関する情報を公表するのが事業者で、そのリスクを正しく理解するのが市民だと思う。

【部会長】

- ・ただし、化学物質のリスクを正しく理解するのは事業者も行政も必要だと思う。そのため「化学物質についてのリスクを正しく理解する」については全ての主体で◎となる方が適當だと考えられる。
- ・先ほどの話にもあったように「化学物質に関する情報を収集し、公表する」については事業者と行政の役割が大きいと考えられる。また、「リスクコミュニケーションの体制を整備し、推進する」についても同様に事業者と行政の役割が大きいと思われる。
- ・続いて「施策4 公害を抑止する活動を進める」についてみると、「各種公害の監視を行う」の

役割では行政が大きいと思うが、これまでの公害に関する歴史をみると市民による監視も十分に機能を果たしてきた。もちろん事業者による取り組みも重視する必要があると思われる所以全ての主体で○が適当であると考えられる。

- ・市民からの目線で公害に関してどのように関わっているかをB部会員からご意見あるか。

【B部会員】

- ・市民団体とかを経由して公害に関わる方法もあると思う。

【部会長】

- ・事業者からみてこの公害についてはどのような関わり方をしているのか。

【C部会員】

- ・環境規制の適合性などが守られているか監視や対策を自主的に実施している。

【部会長】

- ・都や近隣市と連携して環境調査を継続的に実施・公表することは行政が中心として行うが、事業者も関わりがあるということ。
- ・「新たな公害の情報を収集し、公表する」ことは主に行政の役割であるが、発生源となる事業者から情報を吸い上げることが必要なので事業者についても○扱いにすることが適当だと思う。市民においても騒音や振動等の公害被害を行政などに情報提供することも考えることから○という位置づけであった方がいいのではないかと思う。

【事務局（Z）】

- ・公害の発生源となった事業者の公表を行う場合もある。

【D部会員】

- ・公害に関する報告先は環境省となっている場合もある。

【部会長】

- ・公害被害の報告先は東京都となっているため、「都や近隣市と連携して公害に対する改善対策を行う」については事業者と行政と関わりがあると考えられるため○とした方が適当ではないかと思う。
- ・「公害に関する情報提供を行い、市民・事業者の意識啓発につなげる」については主体的に実施するのは行政の役割だが、市民や事業者は意識啓発となる対象となるため○とする。
- ・続いて「施策の方向30 生活環境の保全につとめる」について確認していく。こちらでは先ほど話題にもなったが、野焼き等に関する取り組みについても述べられている。
- ・「施策1 事業所や工場、施設等からの騒音・振動・悪臭の発生を抑制する」について確認していく。こちらには生活環境というよりも騒音・振動と悪臭におけるものを示している。
- ・「騒音・振動の規制基準を守る」と「建設工事、飲食店などの騒音・振動・悪臭対策に努める」については事業者と行政が中心として取り組んでいく項目として問題ないかと思う。
- ・続いて「施策2 生活環境を保全し改善を進める」について確認していく。

【事務局（Z）】

- ・「野焼きの原則禁止を守る」については市民と事業者が中心に取り組むことは必要だが、行政も監督責任でみるとることは関わりがあると見てよいと思う。行政指導が限界のレベルであるという認識である。
- ・廃棄物処理法などに違反していた場合は警察と連携することになるが、行政としては指導や注意などになってしまふことが限界であると思う。

【部会長】

- ・そうすると、市民と事業者は○とし、行政については○という位置づけであれば適当であると考えられる。
- ・他の生活環境の項目である生活騒音や臭気の発生、ペットの飼育における行政のかかわり方としては指導や注意が限界ということか。

【事務局（Z）】

- ・手続きを取ってもらうことでそれ以上のことできるかもしれないが、基本的には市民や事業者の方を中心に取り組んでもらうことが基本だと思う。

【部会長】

- ・それを踏まえると、「生活での騒音や臭気の発生などに注意する」は市民が○、行政が○となる。次いで「ペットなど動物はルールを守った適正な飼育を行う」については農家が飼育している家畜などの取扱いについても考えるべきか。

【副部会長】

- ・事業者とペットの関わり方については、ペットショップやブリーダー等の動物取扱業のことも触れるべきではないかと思う。

【部会長】

- ・「空き地、空き家の適正な管理を行う」については市民、事業者は中心的に取り組むとした方が良いと考えられる。生活環境における役割については市民と事業者を中心として取り組むべき内容だと考えられる。
- ・続いて個別方針9の「施策の方向31 環境情報を共有し、環境意識を高める」についてそれぞれの施策を確認していく。
- ・「施策1 環境情報を発信し共有する」における3つの取り組みについて、一つ目に「地球環境問題や市の環境に関する情報などを整理してわかりやすく伝える」、二つ目に「市民・事業者の環境活動を把握し、広く紹介する」、三つ目に「市立図書館、学校図書館では、環境に関する資料の紹介と充実を図る」となっている。基本的に行政が中心となって進めていく取り組みであると考えられる。
- ・「市民・事業者の環境活動を把握し、広く紹介する」については市民や事業者と関わる必要があるため市民と事業者に○が適当であると思われる。

【副部会長】

- ・一つ目の「地球環境問題や市の環境に関する情報などを整理してわかりやすく伝える」についても市民や事業者との関わりを持たせた方が適当ではないか。

【部会長】

- ・市立図書館と学校図書館における取り組みについては行政しか関わないと考えられるため、行政のみに○とすることによろしいか。
- ・続いて「施策2 環境年次報告書を通じて環境活動の向上を図る」について確認する。
- ・「環境年次報告書として『かんきょう東久留米』を作成し、環境基本計画の進捗評価を行い、その結果を広く伝える」のは行政の役割であると考えられる。しかしその結果を受け取る側の取組としても求められるため、市民と事業者は○とすることが必要だと考えられる。
- ・その進捗評価に基づいて、環境活動をさらに進めるのは全ての主体が中心的に取り組む必要があることだと考えられる。
- ・次の「施策の方向32 環境活動のすそ野を広げ、高める」について確認する。
- ・「環境学習・環境教育の担い手となる人材を育成する」では市民、事業者、行政がかかわる部分だと思われるがどうか。

【事務局（Z）】

- ・行政であると担当課が主に取組み主体となり得る。

【部会長】

- ・そうすると、全ての主体で◎とすべきだと思われる。
- ・次いで「市民活動の担い手となる環境リーダーを養成する」、「環境活動にボランティアとして積極的に参加する」については全ての主体で中心となって取り組むべきだと考えられる。
- ・「多様な世代が参加しやすい仕組みをつくる」については、全ての主体で◎としても問題ないと思う。
- ・「施策2 市民活動を支援する」について確認する。一つ目に「地域で活動する団体等、市民や事業者の自主的な環境活動を支援する」、二つ目に「市民環境会議の参加者を増やし、連携を密にし、活動を盛んにする」の取り組みを示している。
- ・取り組みの一つ目は、市民の活動を支援するのは事業者と行政となるため、市民が○、事業者と行政が◎となることでよいと思われる。
- ・取り組みの二つ目は、市民同士の声掛けも必要ではないかと思う。

【事務局（Z）】

- ・市民環境会議の参加者を増やすということであれば事業者は対象外となるのか。

【部会長】

- ・事業者と市民環境会議の関係性はどのようなものなのか。活動を盛んにするのであれば事業者との連携は求められると思われる。
- ・二つ目の取り組みについては市民と行政が◎となり、関連する事業者は○とする方が適当と考えられる。
- ・施策2の文章についてみると、市民活動に対する支援を行うと行政の取組として記載されているが、あえて主語を取ることによってすべての主体で取り組むという考えを説明できるようになるようではないか。
- ・市民や事業者の環境活動の受け皿となる市民活動を活発にするため、市民活動に対する支援を行うとともに、と修正することが適当であると考えられる。
- ・次いで「施策3 新しいコミュニケーションツールを通じて理解を深める」について確認する。
- ・取り組みの一つ目としては「市公式SNSなどを活用し、環境情報や市民の自発的な取り組みなどを発信して、環境への意識を醸成する」とあるが、昨今あらゆる自治体で市独自のSNSツールを持っているおり、さらにあらゆる主体が活用しているため全ての主体で◎とすることが適当だと考えられる。
- ・取り組みの二つ目としては「市民・事業者が環境施策に参加して、意見を発信できるような仕組みを整備し、推進する」となっているが市民が自ら発信することであるので◎、事業者についても環境活動を積極的に発信することでメリットがあるため、◎としてもいいのではないかと考えられる。
- ・そのため環境施策に参加するのは事業者も含んだ方がいいと思われる所以、市民だけでなく事業者も取り組み内の文章に追加する。
- ・取り組み一つ目をさらにみると、全ての主体に関わることだと考えると市公式SNSと限定せずにSNSなどを活用し、とした方が良いと思われる。

【事務局（Z）】

- ・施策3の文章についても双方向のコミュニケーションとするのではなく、多様な主体によるコミュニケーションを促進します、と表現を改めた方が下記の取り組みと内容の整合を図れると思われる。
- ・文章については事務局側で取り組みの内容と整合を図れるように確認を行う。

【部会長】

- ・「施策の方向33 連携を深めてみんなで取り組む」について内容を確認する。
- ・「施策1 協働体制の仕組みを作り、促進する」には3つの取り組みが示されているが、一つ目の「市民・事業者・行政が協働で東久留米市の環境に取り組む仕組みや推進体制をつくる」は全

ての主体で取り組む必要があると考えられるので◎とした方が適當と考えられる。

- ・二つ目の「学校や職場で環境教育を担える人材のデータベース化を進め講師派遣に活用する」の対象となるのは、学校の先生をイメージされているのか。

【副部会長】

- ・三つ目の取り組み「市民の環境活動の実態を把握し、ネットワーク化を図る」についてはどのあたりのネットワークと考えた方がいいのか。

【事務局（Z）】

- ・第二次環境基本計画の施策をベースに作成しているため、現状に合わせて考えると三つ目の取り組みは不要なのではないかとも考えられる。

【部会長】

- ・施策の方向33の施策1の取り組み3つ目は削除する。多様な時代において、みんなであらゆる主体で取り組むことが基本となるため、そういった状況からみると適合しない。
- ・次いで「施策2 都・近隣市との連携を進める」について確認する。

【B会員】

- ・市民と行政にスポットが当たっているが環境に関する取り組みを進めるうえで事業者の役割も重要なのではないかと考えられる。

【部会長】

- ・B部会員にいただいたように広域的な環境課題を解決していくためには事業者が取り組むことも必要だと考えられる。そのため、施策2の文章について、都や近隣市との連携を進めるのは行政だけでなく事業者も含めることが適當であると考えられる。
- ・市民においては近隣市の市民活動団体同士で連携や交流を行い、東久留米市だけでなく周辺地域を含めた市民活動に取組むことを示した方がいいと思われる。
- ・そのため「多摩六都をはじめ近隣市との積極的な交流を通じて、相互の理解を深める」は全ての主体で◎とすることが適當と考えられる。

【副部会長】

- ・取り組みの内容について相互理解を深めるだけでなく、広域連携が必要な環境課題に取り組むことが示されている方がいいのではないかと思う。

【A部会員】

- ・ごみ分別の話にもなるが、現在は近隣自治体とともに取り組む必要がある。そういったことを踏まえると理解を深めるよりも一步踏み込んだ、環境課題に一緒に取り組むことは必要であると思う。

【部会長】

- ・踏まえると取り組みの内容に相互の理解を深めるではなく、環境課題に取り組むと表現した方が適當であると考えられる。

【D部会員】

- ・市の体育館などに太陽光発電を設置する等の取組を行う際には周辺自治体との連携を図り、行政間の一緒に取り組むことが効果的だとも考えられる。

【部会長】

- ・ともに取り組める体制を整えることが重要である。

【A部会員】

- ・東久留米市は上流側にあるため、例えば農薬等を過剰に使用してしまうと、下流側の自治体に影響を与えかねない状況となる。そういう観点からも近隣自治体と足並みをそろえて、ともに環境課題に取り組むことは必要だと思う。

【部会長】

- ・意見を踏まえると、積極的な交流も必要であると思われる。また環境課題にともに取り組むことも重要である。
- ・個別方針8から10における各施策の各主体の役割について分類は以上となる。担当課の方でもさらに現状や関連する課の意見等を踏まえて、揉んでいただきたい。

(3) その他

①地球温暖化対策に関するこどもアンケート結果について

【事務局（W）】

- ・令和7年10月3日から17日までの間、市内小学4年生から中学3年生の児童生徒へ、地球温暖化対策に関するアンケートを実施。129人から回答を得た。
- ・市に登録いただいている保護者LINE、児童用GIGAスクール端末へ、アンケートフォームを配信。アンケートの実施とあわせて、環境省や東京都地球温暖化防止センターが作成した地球温暖化や脱炭素について理解を深めることができる動画を案内した。
- ・アンケートの回答結果については、参考資料1をご覧ください。

②今後のスケジュールについて

【事務局（X）】

- ・本日の内容、計画の素案については、今後、市民環境会議、庁内環境委員会の方へ報告、説明していく。
- ・来週27日に第2回環境審議会を開催し、計画の素案を報告し承認を得たい。
- ・その後庁内決定を経て、11月17日から12月8日までの間、計画の素案をパブリックコメントに付していく。
- ・次回の検討部会は、12月の19日（金）の午後2時からとなるので、ご予定ください。

【部会長】

- ・その他、何かあるか。なければ、これをもって本日の会議を終了する。